

トラックドライバー 月80時間

休日労働「含まず」

政府は、時間外・休日労働に関する労使協定（三六協定）で定める時間外労働の上限規制を適用していないトラック運転者について、労働基準法の改正法施行後5年後に、まずは月80時間（年960時間）以内で適用する方針を打ち出していたが、この中に「休日労働は含まれない」との見解を4日、明らかにした。同日の参院厚生労働委員会（羽生田俊委員長）で、民進党の牧山ひろえ議員（神奈川）の質問に対し、堀内詔子厚生労働政務官が明言した。

（田中信也）

時間外労働上限

厚労省が明言 参院厚労委

政府の働き方改革実現会「正規労働者の処遇改善を盛議（安倍晋三議長、首相）り込んだ実行計画では、上が3月28日に取りまとめられた、長時間労働の是正や非ち、トラック運転者を含む



自動車運転業務については「改正法の施行5年後に年960時間以内の規制を適用」した上で、将来的に「改正法の一般則である月60時間（年720時間）以内の適用を目指す」としている。ただ、一般則である年720時間は残業時間のみで、休日労働は含まれない「休日労働が含まれなければ長時間労働の実態が維持され、若者が入らず運転者不足が加速する」と牧山氏

が、自動車運転業務に当面適用する960時間についても同様の扱いになるか否かについて、明記されていなかった。

休日労働の扱いについて憶測が広がる中、同委で牧山氏は「960時間に休日労働は含まれるか」と質問。これに対し、堀内政務官が

「含まれない」と答弁した。ただし、「長時間労働を安易に認める趣旨ではなく、月45時間、年360時間の原則に近付けるよう新たに策定する指針に、休日労働を可能な限り抑制するよう盛り込む」と強調した。

また、牧山氏は、休日労働が含まれず、トラック事業者の長時間労働が続くと「若者が入らず運転者不足が加速し、物流を維持できない悪循環につながる」と指摘。その上で、「業界の労働環境改善の観点からも、一般則と同じ720時間を（初めから）適用すべき」と訴えた。

一方、堀内氏は「（段階的な適用は）荷主との関係といった取引環境を考慮したもので、5年の猶予もこれを解決できるギリギリの線」と理解を求めた。

更に、牧山氏は「自動車運転業務が脳・心臓疾患による労働災害死者数ワースト1位」であると言及し、過労死水準を根拠とした規制である「（休日労働を含め）単月100時間未満」「2～6カ月で月平均80時間以内」の適用について質

問。堀内氏の「960時間が適用されるので対象外」との回答に対し、「『国として過労死基準を容認しない』という安倍首相の発言に反する」と批判した。

塩崎恭久厚労相は「取引慣行を踏まえると、（トラック運送は）他業種に比べ

て難しい問題がある。こうした中で、これまで大臣告示（改善基準告示）だったものを、たとえ猶予付きであっても法律で罰則付きの規定とし、青天井だった時間外労働にふたをするのは大きな前進」と意義を強調した。